

○延岡市駅前複合施設条例

平成 27 年 12 月 24 日条例第 48 号

**改正**

平成 29 年 12 月 19 日条例第 42 号

平成 31 年 3 月 29 日条例第 15 号

令和 3 年 12 月 24 日条例第 45 号

(趣旨)

**第 1 条** この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 の規定に基づき、延岡市駅前複合施設（建物及びこれに隣接する広場を含む。以下単に「複合施設」という。）及びその附帯施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

**第 2 条** 延岡駅周辺における交通結節機能の向上を図るとともに、中心市街地としての賑わいを創出するため、複合施設を延岡市幸町三丁目 4266 番地 5 に設置する。

(事業)

**第 3 条** 複合施設においては、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民活動の推進その他地域交流の促進に関すること。
- (2) 図書その他の資料の閲覧に関すること。
- (3) 飲食の提供に関すること。
- (4) 市民活動、地域特産品その他の市政に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (5) 子育て中の親とその子どものための交流及び集いの場の提供に関すること。
- (6) 公共交通機関を利用する旅客の待合いの場の提供に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために市長が必要と認める事業

(複合施設の管理)

**第 4 条** 複合施設の管理は、法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者の指定の手續に関し必要な事項は、延岡市公の施設に係る指定管理者の指定の手續に関する条例（平成 15 年条例第 33 号）に定めるもののほか、市長が別に定める。

(指定管理者が行う業務)

**第 5 条** 指定管理者は、次に掲げる業務（第 13 条において「管理業務」という。）を行うものとする。

- (1) 第 3 条各号に掲げる事業の運営に関する業務
- (2) 複合施設、附帯設備等の維持管理に関する業務
- (3) 次条から第 9 条までに規定する指定管理者が行うべきとされている使用許可等に関する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、複合施設の管理及び運営に関し市長が必要と認める業務

(使用許可)

**第 6 条** 複合施設の全部又は一部を一定時間占有して使用しようとする者は、指定管理者の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。使用許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 指定管理者は、使用許可に条件を付することができる。

3 指定管理者は、複合施設の使用の目的又は態様が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、複合施設の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 複合施設の施設、附帯設備等を毀損するおそれがあるとき。
- (3) 複合施設の他の使用者の使用の支障となるおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、複合施設の管理又は運営に支障があるとき。  
(使用許可の取消し等)

**第7条** 指定管理者は、複合施設の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 前条第3項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、複合施設の管理又は運営上やむを得ない理由があるとき。

2 前項に規定する使用許可の取消し又は使用の停止によって使用者が受けた損害については、市及び指定管理者はその責めを負わない。

(入館の拒否)

**第8条** 指定管理者は、複合施設に入館しようとする者が次の各号のいずれかに該当するものであると認めるときは、入館を拒否することができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある者
- (2) 他の入館者に迷惑を及ぼすおそれがある者
- (3) 集团的若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者又はこのおそれがある組織若しくは団体に加入している者
- (4) 明らかに感染性の疾病に罹患している者
- (5) 前各号に掲げる者に準ずる者であって、複合施設の正常な運営を妨げる行為をするおそれがあるもの

(禁止行為等)

**第9条** 何人も、複合施設において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他人に危害を加え、若しくは迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれがある行為をすること。
- (2) 他人に危害を加え、若しくは迷惑を及ぼすおそれがある物又は動物を携帯すること。
- (3) 施設、附帯設備、器具等を毀損し、若しくは汚損し、又はこれらのおそれがある行為をすること。
- (4) 許可なく物品の宣伝、販売その他これらに類する行為をすること。
- (5) 許可なく印刷物、ポスターその他これらに類する物を配付し、又は掲示すること。
- (6) 所定の場所以外の場所で火気を使用し、飲食し、又は喫煙すること。
- (7) 前各号に掲げる行為に準ずる行為であって、複合施設の正常な運営を妨げる行為をすること。

2 何人も、複合施設の利用に当たっては、その良好な運営を維持するための指定管理者の指示に従わなければならない。

3 指定管理者は、第1項各号のいずれかに違反した者又は前項の指示に従わない者に対し、複合施設からの退去を命ずることができる。

(休館日)

**第10条** 複合施設の休館日は設けないものとする。ただし、市長が臨時に指定する日及び指定管理者が特に必要があると認めて市長の承認を得た日は、休館日とすることができる。

(開館時間)

**第11条** 複合施設の開館時間は、午前8時から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長又は指定管理者が特に必要があると認めるときは、同項の開館時間を変更することができる。

(自動車駐車場)

**第12条** 複合施設の附帯施設として、次のとおり自動車駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。

名称	位置
延岡駅北駐車場	延岡市萩町 4376 番地 4
延岡駅西駐車場	延岡市萩町 124 番地
延岡駅東駐車場	延岡市日の出町二丁目 5 番 5

2 駐車場の使用時間は、終日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、期間を定めて駐車場の全部又は一部の使用を制限することができる。

3 駐車場の使用料は、別表のとおりとする。

4 自動車を駐車した者は、当該自動車を駐車場から出場させる際に前項に規定する使用料を納付しなければならない。

5 既納の使用料は、還付しない。ただし、第2項ただし書の規定により駐車場の使用を制限したときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

6 何人も、駐車場において次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 自動車を駐車させる目的以外の目的で駐車場内に立ち入ること。

(2) 発火、引火若しくは爆発のおそれのある物品を持ち込み、又はこれらの物品を積載した自動車を駐車すること。

(3) 駐車場の施設等を破損し、又は汚損すること。

(4) 長期間にわたって自動車を放置すること。

(5) 所定の場所以外の場所に自動車を駐車し、又は他の自動車の駐車を妨げること。

(6) みだりに火気を使用し、騒音を発し、又はごみその他の汚物を捨てること。

(7) 物品の販売、広告、宣伝その他これらに類する行為をすること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長において管理上支障があると認める行為をすること。

7 市長は、前項各号のいずれかに該当する行為をした者又は駐車場の正常な運営を維持するための係員の指示に従わない者について、駐車場における自動車の駐車を拒否し、又は駐車場からの退去若しくは自動車の出場を命ずることができる。

(自転車等駐車場)

**第13条** 複合施設の附帯施設として、次のとおり自転車等駐車場（以下「駐輪場」という。）を設置する。

名称	位置
延岡駅北駐輪場	延岡市萩町 4376 番地 4
延岡駅南駐輪場	延岡市幸町三丁目 4273 番地 7
延岡駅東駐輪場	延岡市日の出町二丁目 14 番 1

2 駐輪場に駐車できる自転車等は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する自転車及び同項第 10 号に規定する原動機付自転車とする。

3 駐輪場の使用時間は、終日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、期間を定めて駐輪場の全部又は一部の使用を制限することができる。

4 何人も、駐輪場において次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 発火、引火若しくは爆発のおそれのある物品を持ち込み、又はこれらの物品を積載した自転車等を駐車すること。

(2) 駐輪場の施設等を破損し、又は汚損すること。

(3) 長期間にわたって自転車等を放置すること。

(4) 所定の場所以外に自転車等を駐車し、又は他の自転車等の駐車を妨げること。

(5) みだりに火気を使用し、騒音を発し、又はごみその他の汚物を捨てること。

(6) 物品の販売、広告、宣伝その他これらに類する行為をすること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長において管理上支障があると認める行為をすること。

5 市長は、前項各号のいずれかに該当する行為をした者又は駐輪場の正常な運営を維持するための係員の指示に従わない者について、駐輪場における自転車等の駐車を拒否し、又は駐輪場からの退去若しくは自転車等の出場を命ずることができる。

6 市長は、駐輪場において、所定の場所以外に駐車してある自転車等があるときは、これを所定の場所に移動することができる。

7 市長は、駐輪場に相当の期間放置されている自転車等（以下この条において「放置自転車等」という。）があるときは、当該放置自転車等を駐輪場から撤去し、保管することができる。

8 市長は、前項の規定により放置自転車等を保管したときは、保管した年月日、保管場所、保管期間、返還方法その他必要な事項を告示するものとする。

9 前項の規定による告示の日から起算して 6 月を経過してもなお保管した放置自転車等を返還することができないときは、当該放置自転車等の所有権は、市に帰属する。

（損害賠償）

**第 14 条** 何人も、その責めに帰すべき理由により複合施設の施設、附帯設備等又は駐車場若しくは駐輪場に損害を与えたときは、その損害額を賠償しなければならない。

（指定管理者が行う個人情報の取扱い）

**第 15 条** 指定管理者は、管理業務により取得した個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 管理業務に従事している者又は従事していた者は、管理業務に関して知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

3 指定管理者は、管理業務の実施に必要な範囲を超えて、管理業務により取得した団体又は個人に関

する情報を取り扱ってはならない。

(委任)

**第16条** この条例に定めるもののほか、複合施設及びその附帯施設の管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条、第13条、第14条及び第16条の規定は、平成30年2月1日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この条例の施行の日前においても、第4条の規定による指定管理者の指定に関し、必要な準備行為をすることができる。

**附 則** (平成29年12月19日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条の規定 平成30年2月1日

(2) 第4条の規定 平成30年4月1日

(3) 第2条の規定 平成30年5月31日までの間において規則で定める日(平成30年4月規則第24号で、同30年5月1日から施行)

**附 則** (平成31年3月29日条例第15号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則** (令和3年12月24日条例第45号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年3月1日から施行する。

**別表** (第12条関係)

区分		使用料の額	
延岡駅北駐車場 及び延岡駅西駐 車場	複合施設の利用者	使用開始時から最初の2時 間を超える時間について、1 時間(1時間未満は、1時間 とする。)当たり	100円
	コワーキングスペース(延岡市コワ ーキングスペース条例(令和3年条 例第45号)に規定するコワーキング スペースをいう。以下同じ。)又はサ テライトオフィス(延岡市お試しサ テライトオフィス条例(令和3年条 例第46号)に規定するサテライトオ フィスをいう。以下同じ。)の利用者	使用開始時から最初の3時 間を超える時間について、1 時間(1時間未満は、1時間 とする。)当たり	100円

	複合施設、コワーキングスペース又はサテライトオフィスの利用者以外の者	使用時間が使用開始時から起算して 20 分以上の場合において、使用開始時から最初の 1 時間まで	200 円
		使用開始時から最初の 1 時間を超える時間について、1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり	100 円
延岡駅東駐車場		使用開始時から最初の 2 時間を超える時間について、1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり	100 円
備考 使用時間が 24 時間以内の場合の使用料の上限は 1,000 円とし、使用時間が 24 時間を超える場合の使用料は、その超える 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）ごとに 100 円を加算する。ただし、24 時間ごとに 1,000 円を上限とする。			